NEGUROSU ネグロス ミニ通信 H.11年 10月

新計量法(SI単位)について(その1)

平成4年5月に計量法が改正され、7年間の猶予期間が平成11年9月30日で終了し、**10月1日以降はSI単位**(国際単位)**以外を「取引・証明に用いてはならない」**ことになります。

営業活動等で、図面、仕様書、取扱説明書、カタログ等の文書類が使われています。これらの文書類は以下のように整理されています。

取引又は証明にあたるもの	取引又は証明にあたらないもの
契約書 仕様書 性能証明書 官公庁への提出書類	カタログ類 取扱説明書 契約書に添付する参考書類 広告類

取引又は証明にあたらないものはSI化しなくてもいいという事ではなく、随時SI化していくことが望まれています。

わが国では、メートル系の単位が使われておりますので、長さ、面積、質量(自重)などの単位は、すでにSI単位となっていますが、力・応力・トルクなどの単位記号が従来使われていたものから変わります。

弊社では、強度計算書、仕様書の単位記号が変わります。また、カタログ類、取扱説明書に記載しています許容荷重、トルクについては、随時SI化していきます。

具体的なSI単位記号については次回(その2)で説明致します。

※計量法については、下記のインターネットアドレスで詳細内容確認できますのでご利用ください。

http://www.nrlm.go.jp/index-j.html

ネグロス電工株式会社 技術部